

令和7年度第6回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月16日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時10分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 15 名
欠 席 総 数 3 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	欠席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	欠席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	欠席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和 7 年度第 6 回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 15 名、欠席委員は 3 名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和 7 年度第 6 回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 10 番、田上光義委員と、議席番号 11 番、河本隆一委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、面積は 58 m²、位置図は 3、4 ページ、公図は 5 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所川中支所から南へ、約 1.1 km に位置する市街化区域内の農地です。

申請理由は、規模拡大を図る譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、玉ねぎやナス、ピーマン、ハウレンソウ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、面積は 1 9 1 m²、位置図は 6、7 ページ、公図は 8 ページをご覧ください。申請地は、J R 山陰本線福江駅から北北東へ、約 7 0 0 m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で維持管理が困難な譲渡人による生前贈与の申し出に、農業の後継者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、ネギや小松菜等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、面積は 7 4 3 m²、位置図は 9、1 0 ページ、公図は、1 1 ページをご覧ください。申請地は、J R 山陰本線福江駅から北北東へ約 1. 4 k m に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、体調不良で耕作困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、レモンやイチジク等の果樹を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1 番から 3 番の案件につきまして、議席番号 1 番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号 1 番、阪田です。1 番から 3 番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和 7 年 9 月 8 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地確認

を行いました。

1 番の案件ですが、これは兄弟姉妹間の所有権移転に関するもので、それぞれが相続した農地の所有権を移転するものです。譲受人は自己の畑においてもきちんと耕作をされており、何ら問題ないと思われます。

2 番の案件ですが、こちらも兄弟姉妹間での所有権移転です。現地を確認したところ、きちんと管理をされており、何ら問題ないと思われます。

3 番の案件ですが、現地を確認したところ、昔はみかん園があった所で、端の方には今もみかんの木がありました。あのような木をきちんと整備すれば、果樹園になると思いますし、譲受人がきちんと管理をされれば問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 2「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書 12 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆の一部で、転用面積は 149 ㎡、位置図は 13、14 ページ、公図は 15 ページ、土地利用計画図は 16 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から、南南西へ約 400 m に位置する農地で、「第 2 種農地」となります。

該当条文は議案書記載のとおりで、農地法の許可なく、モニュメント及び通路を設置していたことが判明し、この度の申請に至ったものでございます。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画から見て、適当であると判断しました。申請地には、隣接した農地はありません。

また、本件は、追認案件で、詳細な時期は不明ですが、申請者の■■■■が、モニュメントを設置し、進入路を整備していたことから、申請者から下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、本日、有田孝義委員が欠席ですので、事務局が代理で報告いたします。

事務局（稲田主任）

有田孝義委員、本日欠席のため現地調査の報告を言付かっておりますので事務局で読み上げます。

議席番号18番、有田です。1番の案件について報告いたします。

令和7年9月4日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請者の■■■■の裏側にある果樹が植えられた畑の一部分についての申請ですが、申請地は宅地よりも高台に位置しており、母屋よりも高い見晴らしの良い位置にモニュメントを作り、そこに行くための進入路に手すりまで設置して歩きやすいように作っておりました。事務局の説明にもありましたようにこの申請は追認案件で、申請者の■■■■が農地法の許可を得ずに作ったもので、相続を受けた申請者からの始末書が添付されております。致し方ないと判断しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。1番、2番は、譲受人、譲渡人が同じで、転用目的も同じでございますので、併せてご説明いたします。

総会議案書17ページをお開きください。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、1番が田1筆で、転用面積は1,767㎡、2番が田1筆で、転用面積は1,071㎡です。位置図は20、21ページ、公図は22ページ、土地利用計画図は、1番が23ページ、2番が24ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約1.5kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございますので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

転用目的は、太陽光発電設備の売買を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、土地及び施設の売買先については、備考欄記載の法人になる予定です。

申請理由につきましては、太陽光発電設備の売買事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、遠方に居住しており、管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。

どちらの案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、1番については畦畔で分断しており、2番については申請地の方が低いことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書18、19ページをお開きください。

3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田 6 筆で、転用面積は 12,199 m²、位置図は 25、26 ページ、公図は 27 ページ、土地利用計画図は 28、29 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所安岡支所から北東へ約 1.3 km に位置している、農業振興地域内の農用地で、令和 7 年度第 3 回総会において、農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和 7 年 7 月 18 日付けで、山口県より、計画の変更について、異議がない旨の通知を受けたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

申請地は、現在は農用地ではございますが、農用地区域からの除外後は、第 1 種農地となります。

該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、地域診療を担う急性期病院の老朽化等により、新たな病棟の建設が必要な状況であり、新病棟を既存の駐車場敷地に建設するため、新たな駐車場の整備が必要であることからこの度の計画に至ったもので、維持管理が困難な各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人の所有地 5 筆と下関安岡土地改良区の所有地 1 筆、計画区域内の市道、法定外公共物のみであり、施工に必要な申請書が提出されており、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地には隣接した農地が一部ございますが、ブロック積みや重力式の擁壁の設置、種子吹付による法面の保護等を行う計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、新設の水路を經由して農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

また、この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書の写しが、下関市農業委員会会長あてに提出されております。

本件は、第 1 種農地を対象とした農地転用ではございますが、医療施設の敷地拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えていないことから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号ハ及び農地法施行規則第 35 条第 5 号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件は、農用地区域からの除外後に許可することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番及び 2 番の案件につきまして、議席番号 3 番、新久保克己委員、

報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番及び2番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年9月9日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

1番と2番の申請地は隣接しており、申請内容及び譲渡人、譲受人が同じでありますので、一括して報告いたします。

確認時、2件とも雑草が繁茂していました。申請内容は、譲渡人は遠方に居住し管理が困難なところ、太陽光発電を計画した譲受人の要望に応じたものです。売買による権利移動です。

隣接する農地との境界には、農業用排水路があり、雨水はこれに放流するもので、汚水は無く、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。3番の案件について、ご説明いたします。令和7年9月8日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

済生会下関総合病院の大規模な計画ですが、私も以前、建物の様子を見て老朽化していると感じておりました。地域医療を守るための計画だと思いますので、やむを得ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、3番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書30ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は87㎡、申請地の位置図は32、33ページ、公図は34ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から北東へ、約200mに位置する土地でございます。

令和7年9月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、申請地は狭小、不整形な土地でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当し、「非農地」との判断になっております。

30ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆と畑3筆で、合計面積は2,712㎡、申請地の位置図は35ページ～38ページ、公図は39ページ～42ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陰本線長門二見駅から南へ約300m、及び西に約800mから約1kmに位置する土地でございます。

令和7年9月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました。現地に行く道が無く、たどり着けない状況で、遠くからの確認となりましたが、現地調査時の写真のとおり、山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書31ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆と畑1筆で、合計面積は381㎡、申請地の位置図は43ページ～45ページ、公図は46、47ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所栗野支所から南へ約1.7km、及び南東に約1.8kmに位置する土地でございます。

令和7年9月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました。■■■■■と■■■■■につきましては、狭小、不整形な土地でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該

当し、「非農地」との判断になっております。■■■■■につきましては、現地に行く道が無く、たどり着けない状況で、遠くからの確認となりましたが、現地調査時の写真のとおり、山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び3番の案件につきまして、本日、有田孝義委員が欠席ですので、事務局が代理で報告いたします。

事務局（稲田主任）

有田孝義委員、本日欠席のため現地調査の報告を言付かっておりますので事務局で読み上げます。

議席番号18番、有田です。1番と3番の案件について報告いたします。

令和7年9月4日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

まず1番ですが、申請地は、周辺を住宅に囲まれ、陰に隠れたような狭小地で、耕作には向かない不整形な土地でしたので「非農地」と判断いたしました。

続いて3番ですが、■■■■■と■■■■■は公共事業の残地のようで、河川の堤防と道路の法面に挟まれた低い位置にある狭小、不整形な土地でしたので「非農地」と判断いたしました。

■■■■■は、申請地から一番近くに住んでおられる方でも1kmぐらい離れており、その方にたまたま会えたので聞いてみると「歩いても行ける状態ではない。」とのことでした。現地調査の写真や航空写真のとおり山林の一部であり、約50年前から耕作していないということで「非農地」と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。2番の案件について、ご報告いたします。

令和7年9月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました。申請地は、山の中にあり、現地へ行く道がなく辿り着くことができませんでした。現地調査の写真もありますが、申請書類や航空写真から周辺が全て山林であることが確認でき、50年以上耕作していないということで、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書48ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、49、50ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和7年10月1日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第6「報告第1号」から日程第14「報告第9号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から5ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、19件ございました。

6ページ、報告第2号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

19ページ、報告第3号「農地転用事業計画の変更届出」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

20ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

21、22ページ、報告第5号「現況確認について」は、6件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

42ページ、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

43ページ、報告第7号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

44ページ、報告第8号「特定建築条件付売買予定地に係る状況報告について」本件は、既に登記地目が宅地となっておりますので、農地の転用事実に関する証明証の交付は不要ではございますが、許可条件であります、土地売買契約締結の状況、建築請負契約締結の状況、建築確認の状況が確認できる書類が提出されたものでございます。審査結果については、記載のとおりでございます。

45、46ページ、報告第9号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第9号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第6回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻10時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....